



# 令和7年ダイジェスト

# 少年非行のあらまし

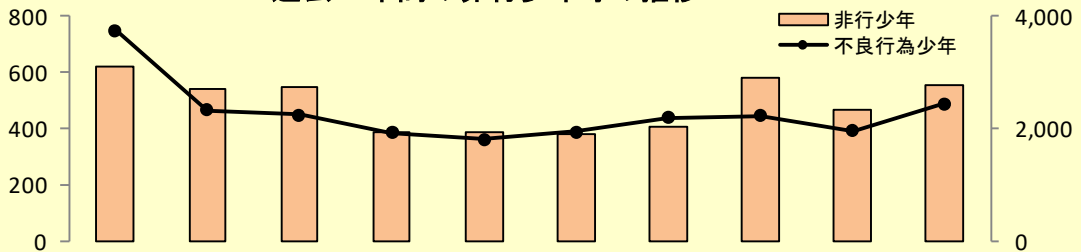


## 滋賀県の少年非行情勢

○令和7年中の非行少年の数は552人で、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された少年は、令和6年は前年から大幅に減少したものの、令和7年は再び増加して前年比83人の増加（+19.4%）となり、特別法犯少年も2人増加しました。

また、不良行為少年の数は2,452人で、令和6年に比べて496人の増加（+25.4%）となりました。

### 過去10年間の非行少年等の推移

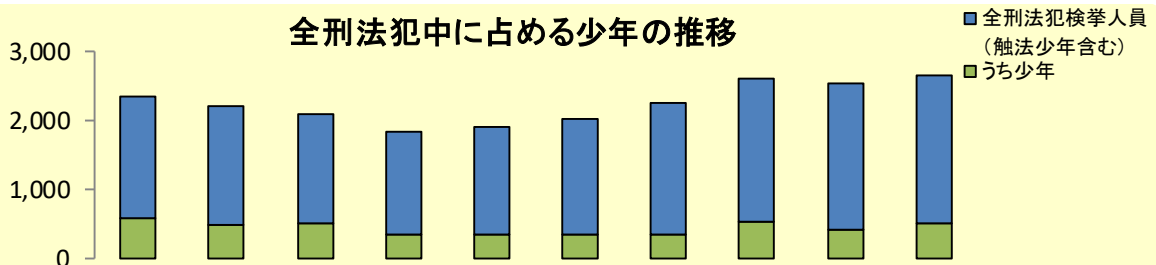


区分	年次	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	前年比	
		増減	率										
非 行 少 年	刑法犯少年	571	487	501	336	336	346	355	523	427	510	83	19.4%
	犯罪少年	396	326	359	232	236	227	249	357	291	371	80	27.5%
	触法少年	175	161	142	104	100	119	106	166	136	139	3	2.2%
	特別法犯少年	50	53	48	53	48	33	54	57	40	42	2	5.0%
	犯罪少年	38	42	39	45	44	30	43	46	34	39	5	14.7%
	触法少年	12	11	9	8	4	3	11	11	6	3	-3	-50.0%
	ぐ犯少年	2			1	4	1	1	1	1		-1	-100.0%
計	623	540	549	390	388	380	410	581	468	552	84	17.9%	
不良行為少年		3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222	1,956	2,452	496	25.4%

(人)

○令和7年中、刑法犯少年は510人と、成人を含めた総検挙人員（2,664人）の約19%を占め、前年よりも少年の占める割合は増加しました。

### 全刑法犯中に占める少年の推移



区分	年次	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	前年比	
		増減	率										
全刑法犯検挙人員 (触法少年含む)		2,347	2,221	2,095	1,840	1,907	2,012	2,252	2,613	2,533	2,664	131	5.2%
うち少年		571	487	501	336	336	346	355	523	427	510	83	19.4%
少年の占める割合		24.3%	21.9%	23.9%	18.3%	17.6%	17.2%	15.8%	20.0%	16.9%	19.1%		

(人)



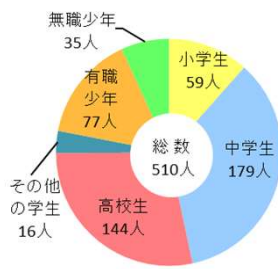
# 刑法犯少年の状況

### 包括罪種別の状況

区分	年次	総数	うち中学生	うち高校生	中・高生が占める割合	前年比
凶悪犯	R6年	10	2	3	50.0%	7
	R7年	17	6	3	52.9%	
粗暴犯	R6年	120	50	27	64.2%	16
	R7年	136	61	39	73.5%	
窃盗犯	R6年	201	72	61	66.2%	55
	R7年	256	78	70	57.8%	
知能犯	R6年	14	1	8	64.3%	8
	R7年	22	3	7	45.5%	
風俗犯	R6年	17	2	10	70.6%	1
	R7年	18	3	8	61.1%	
その他	R6年	65	20	19	60.0%	-4
	R7年	61	28	17	73.8%	
計	R6年	427	147	128	64.4%	83
	R7年	510	179	144	63.3%	

(人)

### 学職別の状況



刑法犯少年の約6割が中高生！

### 窃盗犯における中・高生の状況

区分	中学生	高校生
総数	78	70
侵入窃盗		4
乗り物盗	29	22
自動車盗	2	
オートバイ盗	11	7
自転車盗	16	15
非侵入盗	49	44
万引き	29	35
その他	20	9

(人)

(包括罪種)  
 凶悪犯：殺人、強盗、不同意性交等、放火  
 粗暴犯：凶器準備集合、傷害、暴行、恐喝、脅迫  
 知能犯：詐欺、横領、偽造等  
 風俗犯：賭博、わいせつ  
 その他：器物損壊、住居侵入等上記以外の罪種

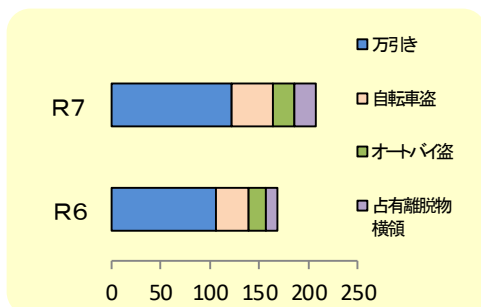
○刑法犯少年を包括罪種別にみると、窃盗犯が前年より55件増加しています。

また、学職別では、中学生と高校生が合わせて323人で全体の約63%を占めており、中・高生が占める割合は昨年より減少しています。



# 初発型非行の状況

### 初発型非行の内訳



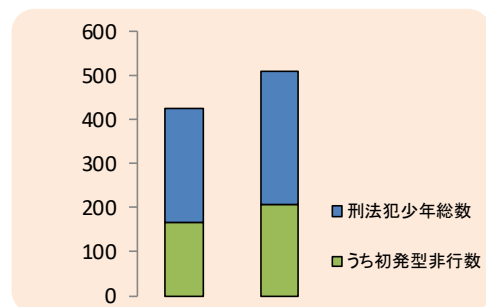
区分	年次	R6年	R7年	前年比	
				増減	率
万引き		106	122	16	15.1%
自転車盗		34	42	8	23.5%
オートバイ盗		17	21	4	23.5%
占有離脱物横領		11	22	11	100.0%
計		168	207	39	23.2%

(人)



全ての初発型非行において増加！

### 刑法犯少年総数における初発型非行の割合



区分	年次	R6年	R7年	前年比	
				増減	率
刑法犯少年総数		427	510	83	19.4%
うち初発型非行数		168	207	39	23.2%
初発型非行の占める率(%)		39.3%	40.6%		

(人)



刑法犯少年の約4割が初発型非行での検挙！

○初発型非行とよばれる、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領で検挙・補導した少年は207人で、前年に比べ39人増加しました。特に、占有離脱物横領は22人であり、前年から倍増しています。また、刑法犯少年総数に占める初発型非行の割合は約41%となっています。



# 特別法犯少年の状況

### 特別法犯少年の法令別状況

○特別法犯少年を法令別にみると、麻薬等取締法違反が9人と最も多く、次に児童買春・児童ポルノ禁止法違反が8人、軽犯罪法違反が8人となっています。

※法改正により、大麻を麻薬と位置付け、麻薬及び向精神薬取締法による規制に移行しています。

区分	年次		前年比	
	R6年	R7年	増減	率
覚醒剤取締法			0	—
大麻取締法	3		-3	-100.0%
毒劇物取締法			0	—
麻薬等取締法		9	9	—
児童買春・児童ポルノ禁止法	13	8	-5	-38.5%
青少年健全育成条例			0	—
銃刀法	2	4	2	100.0%
軽犯罪法	11	8	-3	-27.3%
迷惑防止条例	4	6	2	50.0%
その他	7	7	0	0.0%
計	40	42	2	5.0%

(人)



# 不良行為少年の状況

### 行為別補導状況

区分	年次		前年比	
	R6年	R7年	増減	率
深夜はいかい	810	1,047	237	29.3%
喫煙	690	937	247	35.8%
怠学	100	50	-50	-50.0%
飲酒	114	122	8	7.0%
粗暴行為	88	131	43	48.9%
その他	154	165	11	7.1%
計	1,956	2,452	496	25.4%

(人)

○不良行為で補導された少年は2,452人で、前年に比べ496人増加しました。

行為別では、深夜はいかいが1,047人で最も多く、続いて喫煙の937人、粗暴行為の131人となっています。



# 少年の福祉を害する犯罪等の状況

○少年が被害者となる福祉犯※で事件検挙した件数は102件と、前年より20件減少しました。

罪種別にみると、性的姿態撮影等処罰法違反が48件と最も多く、次に児童買春・児童ポルノ禁止法違反の40件となっています。

性的姿態撮影等処罰法違反の被害に遭った少年の学職別内訳は、高校生が最も多く、被害の状況は、ひそかに第三者から性的な姿態を撮影されるものが最も多いです。

**Check!** 被害者のうち、中・高校生が約8割！

区分	罪種											前年比		
		児童福祉法	売春防止法	風営適正化法	健全育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	喫煙禁止法	二十歳未満者酒類飲用法	二十歳未満者性的姿態撮影等処罰法	面会要求等	計	令和6年	増減	
検挙件数					3	40	3	1	48	7	102	122	-20	
被害少年(人)					3	31	4	2	43	2	85	107	-22	
未就学小学生						3				5	1	9	14	-5
中学生				1	19	1	2	3	1	27	26	27	1	
高校生				2	9	2		29		42	44	44	-2	
その他学生									4	4	4	4		
有職少年							1				1	4	-3	
無職少年												4	-4	
学職不明									2	2	10	10	-8	

※福祉犯～少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪として、少年警察活動規則等で定められた犯罪

被害少年数は、統計上、主たる被害で計上するため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。また、「性的姿態撮影等処罰法」と「面会要求等」の被害者の一部の学職が、統計上不明のため、その数を「学職不明」に計上しました。



## SNSの利用をきっかけとして犯罪被害にあう少年が多数！

○ネット上の見知らぬ人とSNSでやりとりをし、脅されたり、騙されたりして児童ポルノや児童買春などの犯罪被害にあう少年が後を絶ちません。

警察では、SNS上で性被害につながるおそれがある不適切な投稿をサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行うとともに、取締りを推進しています。

### SNSの危険性

SNSを利用する人の中には、性的な目的で少年を狙う犯人が潜んでいます。犯人は理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使う等して仲良くなった後、油断させて犯行に及んでいます。

## ～SNS利用による犯罪被害から子供たちを守るために～

◎SNSで知り合った相手と不用意に会わない。

・SNS上では簡単に他人になりすますことができます。気軽に信じてはいけません。

◎下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。

・人に見られては困る写真をネット上にあげることは危険です。

◎スマートフォン等には必ずフィルタリングを設定する。

・使用するスマートフォン等のインターネット接続機器には、必ずフィルタリングを設定し、適切に利用しましょう。



犯罪被害防止にフィルタリングが有効です！



## 少年に闇バイト等犯罪実行に加担させないために

○いわゆる「闇バイト」に応募して、犯罪行為に加担してしまう少年が社会問題となっています。

「闇バイト」はアルバイトではなく、紛れもない犯罪行為です。犯罪者グループは、約束の報酬を元から払うつもりはなく、応募者を「使い捨て」にします。犯罪グループは凶悪な犯罪に加担するよう求め、それを拒めば入手した個人情報をもとに執拗に脅迫し、恐怖心を植え付けます。このような犯罪グループが募集する闇バイトに応募しないよう社会全体で注意喚起するとともに、もし「闇バイト」に応募してしまった少年が周囲にいるときは、「[#9110](#)」（警察相談専用電話）に相談してください。



## 少年サポートセンターの活動

○少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

### 大津少年サポートセンター

所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部北棟1階  
電話：077-521-5735（直通）

### 米原少年サポートセンター

所在地：米原市米原1092 米原警察署内  
電話：0749-52-0114（直通）

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年……14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）
- 2 触法少年……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）
- 3 ぐ犯少年……18歳未満の少年で、その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者（令和4年3月以前は20歳未満の者）
- 4 非行少年……上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている者
- 6 刑法犯少年……刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び触法少年（交通関係を除く）
- 7 特別法犯少年…覚醒剤取締法・軽犯罪法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年（交通関係を除く）
- 8 初発型非行……万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領